

よくある質問

Q1 介護サービスを利用しなくても、保険料は納めるのですか？

介護保険は、40歳以上の方が納める保険料と、国や県、市町の負担金、利用者負担を財源に運営されています。みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源であり、介護サービスを利用されていない場合でも納めていただくことになります。いざ介護が必要になったときに安心してサービスが利用できるよう、保険料は必ずお納めください。

Q2 納付方法は選べますか？

介護保険料は、年金の受給額によって納め方が法律で決められています。個人で納め方を選択することができませんので、決められた方法で納付をお願いします。

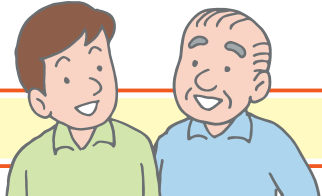
Q3 納付した介護保険料は、税金の申告の控除に使えますか？

あなたが支払われた保険料は、所得税の確定申告や市町村民税の申告等の社会保険料控除の対象となります。

Q4 65歳になると、すぐに特別徴収(年金天引き)されるのですか？

特別徴収(年金天引き)が開始されるまでには半年から1年ほどかかります。このため、65歳になった年度や他の市区町村から転入した年度は、納付書で納める普通徴収により納付いただきます。また、年度の途中で保険料額が変更になった場合なども、普通徴収による納付方法となります。

お問い合わせ先



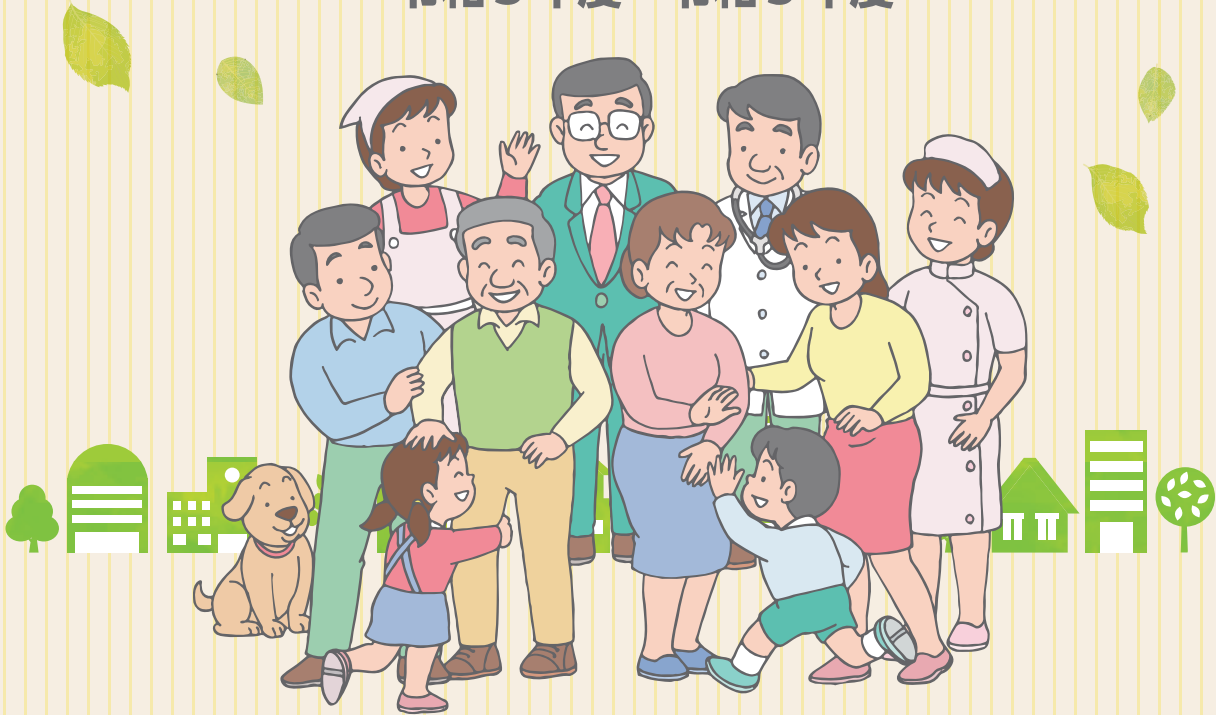
大里広域市町村圏組合 介護保険課	電話:048-501-1330 FAX:048-527-1234
熊谷介護保険事務所(熊谷市役所 長寿いきがい課内)	電話:048-524-1402 FAX:048-524-8790
大里介護保険事務所(熊谷市役所大里行政センター 市民福祉係)	電話:0493-39-4804 FAX:0493-39-3309
妻沼介護保険事務所(熊谷市役所妻沼行政センター 福祉係)	電話:048-588-1323 FAX:048-588-5598
江南介護保険事務所(熊谷市役所江南行政センター 市民福祉係)	電話:048-536-1529 FAX:048-536-1317
深谷介護保険事務所(深谷市役所 長寿福祉課内)	電話:048-574-8544 FAX:048-574-6667
岡部介護保険事務所(深谷市岡部総合支所 岡部市民生活課内)	電話:048-585-2214 FAX:048-585-0255
川本介護保険事務所(深谷市川本総合支所 川本市民生活課内)	電話:048-583-2532 FAX:048-583-2794
花園介護保険事務所(深谷市花園総合支所 花園市民生活課内)	電話:048-584-1121 FAX:048-584-0929
寄居介護保険事務所(寄居町役場 福祉課内)	電話:048-581-7718 FAX:048-581-9160

発行／大里広域市町村圏組合介護保険課
〒360-0033 埼玉県熊谷市曙町二丁目68番地
電話(048)501-1330 FAX(048)527-1234

概要版

第8期
介護保険料と
介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度

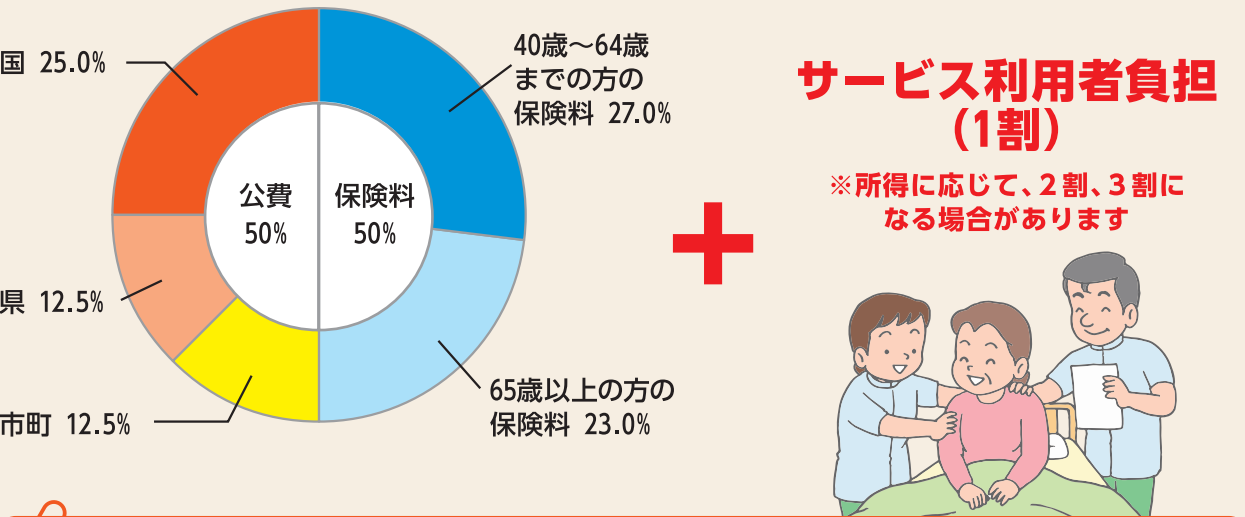


大里広域市町村圏組合

第8期介護保険料について

介護保険は、40歳以上の方が納める保険料と、国や県、市町の負担金、介護サービスの利用者負担を財源に運営されています。保険料は、みなさんで介護保険制度を支えあう大切な財源です。介護が必要になったときに安心してサービスが利用できるよう、保険料は必ずお納めください。

介護保険の財源



40歳～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。

国民健康保険に加入している方

- 算定方法** 世帯に属している40～64歳の方(第2号被保険者)の人数や所得などによって決まります。
- 納付方法** 医療分と介護分を合わせて、国民健康保険税として納めます。

職場の健康保険に加入している方

- 算定方法** 健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算出方式に基づいて決まります。
- 納付方法** 医療分と介護分を合わせて、健康保険料として給与から差し引かれます。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は、令和3年度から令和5年度の3年間に必要な介護サービス費用などから算出された「基準額」をもとに決められます。

基準額

=

大里広域で必要な介護サービスの総費用

×

65歳以上の方の負担分(23%)

÷

大里広域圏内にお住まいの65歳以上の方の人数

第8期の基準額は、年額69,600円です。

所得段階別の保険料

第1号被保険者(65歳以上)の方の保険料は下表のとおりです。

所得段階	対象となる方	調整率	第8期保険料年額
第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、 ①老齢福祉年金を受給している方 ②前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・生活保護を受給している方	基準額 ×0.3	20,880円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.45	31,320円
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.7	48,720円
第4段階	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	62,640円
第5段階	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	69,600円
第6段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	83,520円
第7段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	90,480円
第8段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	104,400円
第9段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.75	121,800円
第10段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額 ×1.9	132,240円

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1～5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

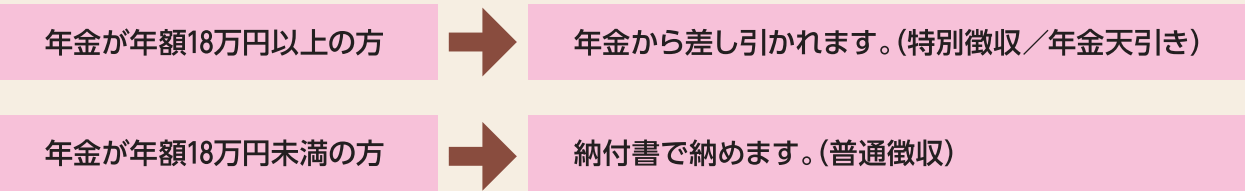
※令和元年10月の消費税引上げに伴い、市町村民税非課税世帯を対象に保険料が軽減されています。

介護保険料が上昇する主な原因は

- 1. 65歳以上の方及び要介護（要支援）認定者の人数が増加すること。
- 2. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等が新たに整備されることにより介護保険の費用が増加すること。

保険料の納付方法

保険料の納付方法は、みなさんが受給している年金の額によって2通りにわかれます。



年金から差し引かれる方（特別徴収）

仮徴収	4月 6月 8月 前年の所得等が確定していないため、暫定的に前年度2月の特別徴収額と同額を納めます。(前年度から継続して特別徴収の場合)
本徴収	10月 12月 2月 決定した本年度の保険料額から、すでに納めてある仮徴収額を差し引いた額を納めます。

※収入や世帯状況の変動及び保険料の改定により、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまいます。そこで、1年間を通じてできるだけ均等な額となるよう、8月の年金天引き額を調整することがあります。

☆年金の総額が18万円以上の方でも、次の場合等は一時的に普通徴収となります。

◦65歳になった年度 (※1～3月生まれの方は翌年度も普通徴収あり) ◦他の市区町村から転入した年度	➡ 65歳になって(または、転入して)すぐに年金からの天引きにはなりません。普通徴収となります。
◦年金担保や年金差し止めなどがあった場合 ◦年度途中で介護保険料が減額になった場合	➡ 年金からの天引きが中止され、普通徴収へ変更となります。
◦年度途中で介護保険料が増額になった場合	➡ 増額分を普通徴収で納めます。 年金からの天引き分は、予定どおり天引きされます。
◦年度途中で年金からの天引きが開始となった場合	➡ 年金からの天引きが開始される前の分は、普通徴収で納めます。開始された後の分は、天引きされます。

納付書で納める方（普通徴収）

納付方法 大里広域市町村圏組合から送付される納付書により、指定の金融機関・各介護保険事務所・大里広域介護保険課での納付となります。

納期 年8期となります。

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

納付書で納める方は、便利で確実な口座振替をご利用ください。

普通徴収の方には、手間がかからず便利で安心な口座振替がおすすめです。

- ★保険料納入通知書、通帳、印鑑（通帳お届け印）、口座振替依頼書を持参し、指定の金融機関・各介護保険事務所・大里広域介護保険課でお申し込みください。
- ★口座振替と特別徴収（年金天引き）は、異なりますのでご注意ください。

介護保険にご理解ご協力を

皆さまの介護保険料は、介護保険を賄う大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく老後の安心を支えるしくみです。介護サービスを利用する方が年々増加しており、介護サービスにかかる費用も増加しています。

介護保険料の納付に、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

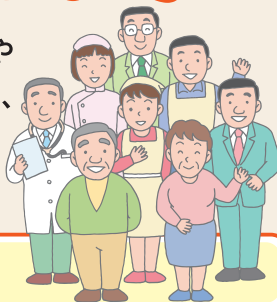
なお、介護保険料を納めないでいますと、滞納の期間に応じて保険給付が一時的に差し止められたり、利用者負担が3割または4割に引き上げられるなどの措置がとられます。

介護保険料は納期限内にお納めください。

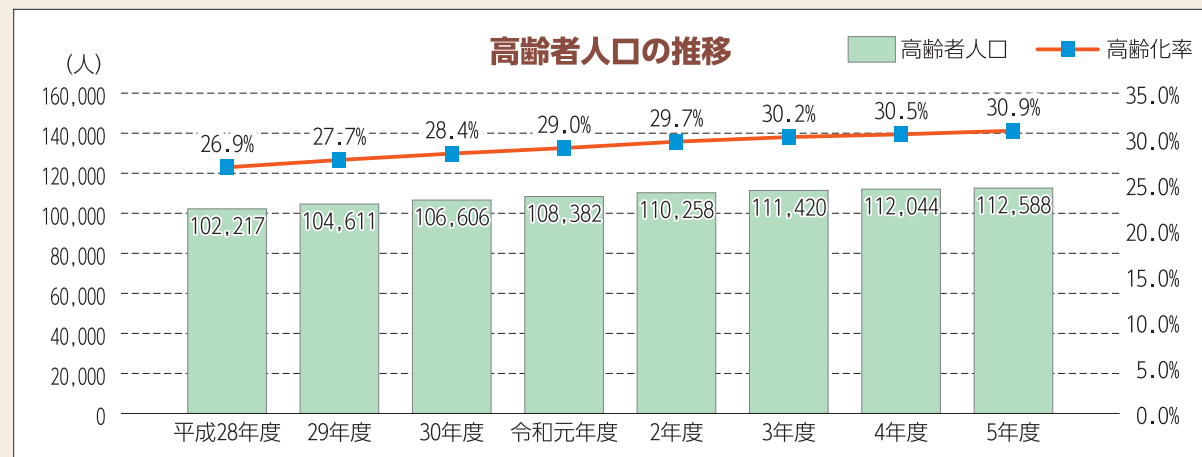


第8期介護保険事業計画について

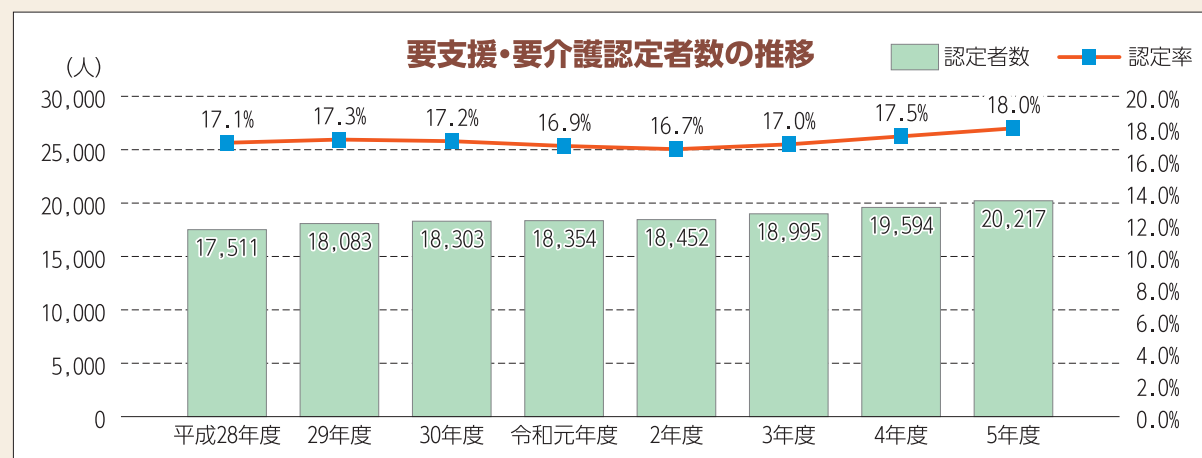
本計画では、現在の高齢者の状況を把握するとともに、今後の被保険者数や認定者数の見込みにより、介護保険による給付サービスの種類や量を試算し、介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施と確保を図ります。



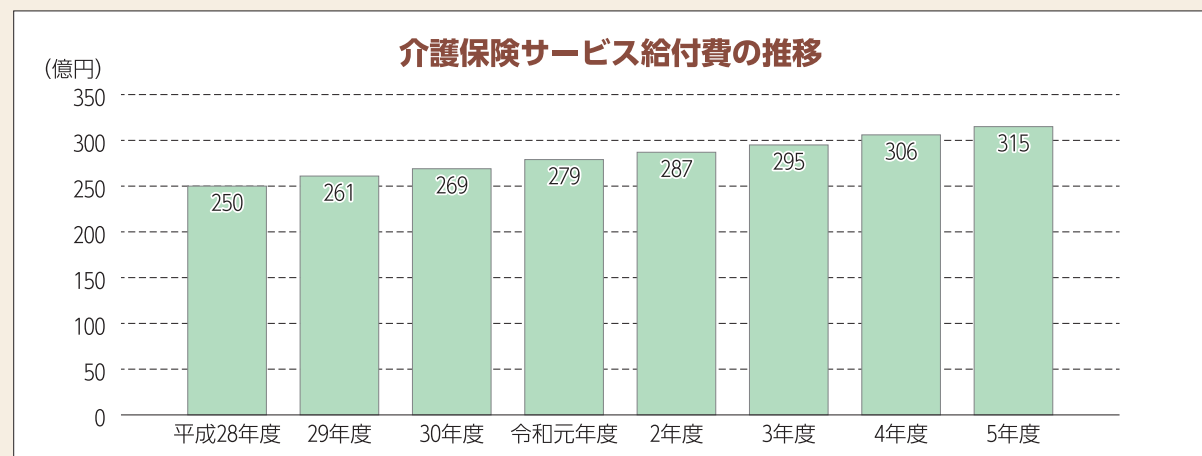
介護保険事業の状況



※実績は住民基本台帳(各年10月1日現在)より。令和2年度以降の推計は実績をもとにコーホート変化率法で算出。



※実績は国の地域包括ケア「見える化」システムより。令和2年度以降は推計値。認定率は各年度認定者数÷高齢者人口。



※平成28年度～令和元年度の実績は介護保険事業年報より。令和2年度以降は推計値。

推計

被保険者数

		(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
第2号被保険者	(40～64歳)	125,693	125,253	124,647
第1号被保険者	(65～74歳)	57,721	55,557	53,376
	(75歳以上)	53,699	56,487	59,212
高 齢 化 率		30.2%	30.5%	30.9%

要支援・要介護認定者数の推移

		(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援 1		2,115	2,187	2,259
要支援 2		2,146	2,211	2,278
要介護 1		3,961	4,085	4,214
要介護 2		3,265	3,365	3,471
要介護 3		2,918	3,010	3,106
要介護 4		2,769	2,861	2,958
要介護 5		1,821	1,875	1,931
合 計		18,995	19,594	20,217

介護給付費の見込額

		(千円)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費	居宅サービス	12,371,850	12,604,174	13,087,227
	地域密着型サービス	3,894,403	4,097,490	4,244,202
	住宅改修	79,794	80,928	85,580
	居宅介護支援	1,490,120	1,517,449	1,574,654
	介護保険施設サービス	9,509,846	10,115,848	10,244,413
	介護予防サービス	414,749	432,552	444,762
	地域密着型介護予防サービス	34,185	38,055	39,107
	介護予防住宅改修	38,752	40,981	40,981
	介護予防支援	87,901	90,633	93,479
総給付費		27,921,600	29,018,110	29,854,405
特定入所者介護サービス費等給付額		816,785	771,555	796,086
高額介護サービス費給付額		692,328	719,080	755,034
高額医療合算介護サービス費等給付額		74,032	76,367	78,795
審査支払手数料		17,099	17,638	18,199
総費用見込額		29,521,844	30,602,750	31,502,519

地域支援事業費

		(千円)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域支援事業費*		1,280,554	1,347,369	1,383,858

※地域支援事業とは、要支援・要介護など介護が必要な状態になる前から介護予防を推進し、高齢者が地域において自立した生活を継続できるように行う事業です。